

那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の 汚染の防止に関する条例

届出の手引き

那須烏山市

令和7年10月

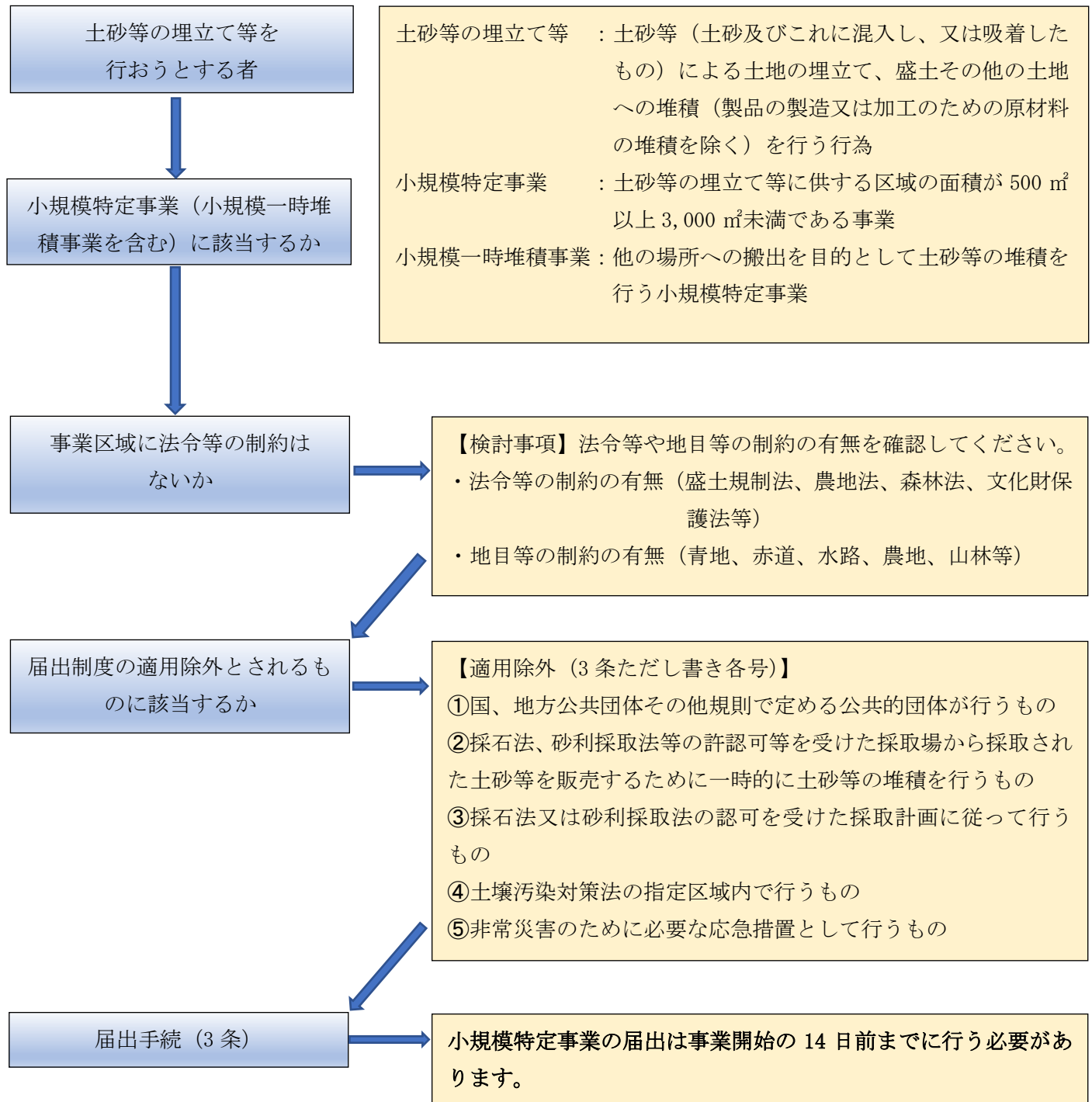
目 次

I 本市土砂条例における届出制度の概要	1
II 小規模特定事業を実施する方への留意事項	3
III 小規模特定事業届出に必要な書類(チェック表)	5
IV 小規模特定事業届等作成要領	6
土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例	14
土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則	23
規則別表第1 土砂等の安全基準	31
規則別表第2 埋立て等の環境上の条件等	34
別記様式第1号 小規模特定事業届(表)(裏)・別紙	36
別記様式第2号 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置	39
別記様式第3号 小規模特定事業(小規模一時堆積事業)届(表)(裏)	40
別記様式第4号 公共的団体認定申請書	42
別記様式第5号 小規模特定事業変更届(表)(裏)	43
別記様式第6号 小規模特定事業軽微変更届	45
別記様式第7号 土砂等搬入届	46
別記様式第8号 土砂等発生元証明書	47
別記様式第9号 検査試料採取調書	48
別記様式第10号 土砂等管理台帳(搬入用)	49
別記様式第11号 土砂等管理台帳(搬出用)	50
別記様式第12号 小規模特定事業状況報告書	51
別記様式第13号 小規模特定事業(小規模一時堆積事業)状況報告書	52
別記様式第14号 小規模特定事業水質検査等報告書	53
別記様式第15号 小規模特定事業完了届	54
別記様式第16号 身分証明書	55
参考① 標識例	56
参考② 車両表示例	57
参考③ 別記様式第1号(別紙)などにおける土砂等の区分について	58
参考④ 発生土利用基準	60

I 本市土砂条例における届出制度の概要

◇ 小規模特定事業の届出から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

1 届出までの流れ



2 小規模特定事業施工時の義務

【全ての事業者が行うもの】

- ①土砂等の搬入の届出（8条） ➡ 採取場所ごと、かつ 5,000 m³ ごとに土砂等発生元証明書及び計量証明書等を添付
- ②土砂等管理台帳の作成及び ➡ 土砂等の搬入・搬出量等を記載する。

土砂等の量等の報告（9 条） 6 か月（小規模一時堆積事業は 3 か月）ごとに当該 6 か月（3 か月）を
経過した日から 2 週間以内（完了時等はその届出時）

③水質検査等の実施及び ➡ 6 か月（小規模一時堆積事業は 3 か月）ごとに当該 6 か月（3 か月）を
結果報告（10 条） 経過した日から 2 週間以内

④関係書類の縦覧（11 条）

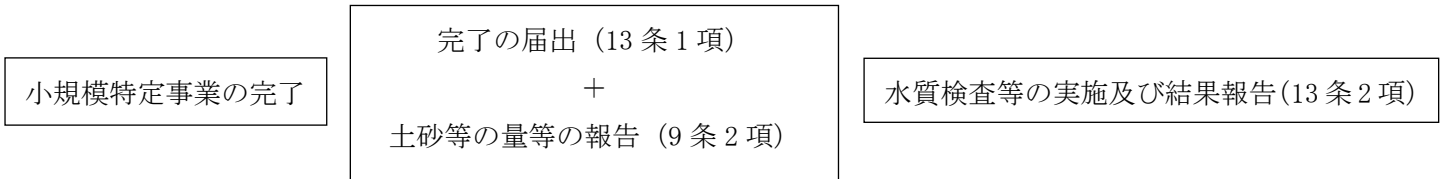
⑤標識の掲示等（12 条）

【必要に応じて行うもの】

①事前変更届出（4 条 1 項）➡小規模特定事業の計画の変更（軽微な変更を除く）をする場合、事前に届出

②事後変更届出（4 条 2 項）➡氏名・住所、土砂等の量等の軽微な変更については、変更後、遅滞なく届出

3 小規模特定事業の完了



Ⅱ 小規模特定事業を実施する方への留意事項

1 小規模特定事業について

① 小規模特定事業（条例第2条第4号）

開発行為や宅地造成等において、当該事業区域外から搬入した土砂等で埋立て等を行う場合が対象となる（当該事業区域内の切土・盛土で土木工事を実施する場合は、対象外となるが、隣接地であっても外部から搬入すれば対象となる。）。このうち土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満の事業が小規模特定事業に当たり、小規模特定事業を開始する日の14日前までに市に届出を行う必要がある。

② 小規模特定事業区域（条例第3条）

小規模特定事業区域の面積は、土砂等の埋立て等の用に供する区域の面積のことを指し、小規模特定事業に供する施設（区域外の搬入路、一時堆積場の保安地帯、事務所等）の面積は含まない。

③ 小規模特定事業場（条例第10条の2）

小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設（区域外の搬入路、一時堆積場の保安地帯、事務所等）を指す。

④ 事業規模の変更に伴う届出

事業規模を変更し、500㎡以上3,000㎡未満とする場合は、市条例の届出対象となるため、事前に市に届出を行う必要がある（既に県条例に基づき届出を行っている又は県条例の許可を受けている事業区域を縮小する場合は、市と県とで調整することとなるため、事前に相談すること。）

2 事業の実施にあたって

① 事業区域が500㎡以上の場合には、盛土規制法に基づく許可申請又は届出が必要になるため、県土整備部都市政策課に必要な手続きの確認をすること。

② 小規模特定事業区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市生涯学習課に確認すること。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。）

③ 小規模特定事業区域（土地）に、青地や赤道、水路がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、また、事業を実施するために必要な措置等を市都市建設課に確認すること。

④ 小規模特定事業に使用する進入路を取り付ける場合や道路の損傷防止及び損傷復旧対応等に係る事前協議を道路管理者と行うこと。

⑤ 小規模特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）の手続き等について市農業委員会に確認すること。

⑥ 小規模特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出について、市農政課に確認すること。

⑦ 事務所建設（仮設対応可）については、建築確認を所掌する機関に規模、条件等を確認すること。（事務所は小規模特定事業を管理しうる範囲に設置する。）

⑧ その他、開発行為など、関係許認可等を十分に確認すること。

- ⑨ 1,000 m²以上の小規模一時堆積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要であること。
- ⑩ 上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を受けること。
- ⑪ 小規模特定事業の内容について、小規模特定事業区域及び小規模特定事業場を実施する自治会等の周辺住民や隣接する土地所有者、その他利害関係を有する者に対して周知するよう努めること。

3 事業について

- ① 事業区域、対象事業
 - i 開発行為や宅地造成等の事業を行う場合、盛土する部分について、その事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となる。（たとえ隣接地でも対象となる。）
 - ii 本条例では、小規模特定事業区域面積が 500 m²以上 3,000 m²未満の事業が、届出の対象となる。また、変更により 3,000 m²以上になった場合は、その時点で県条例の届出が必要となる。（市条例の届出をしている場合は、市と県とで調整が必要）
- ② 使用材料等
 - i 小規模特定事業区域の表土が岩石の場合、地質検査は不要である。
 - ii 路盤材として使用される砕石や砂利は本条例の対象外である。
 - iii 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されない。（泥状物等、土砂等に該当するか疑義が生じた場合には、必ず県北環境森林事務所に連絡をして、判断を仰ぐこと。）
 - iv 不溶化处理した汚染土壌及び汚染土壌を混合希釈することのみにより安全基準に適合することとなった土壌については、小規模特定事業場に搬入することは認めない。
 - v 改良土については、小規模特定事業場に搬入することは認めない。

4 その他

- ① 小規模特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、小規模特定事業区域以外からの土砂等の搬入終了時が、事業の完了となる。
- ② 土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書は、土砂等の採取場所ごとに必要である。
- ③ 農地法第4条及び第5条の許可を要するものについては、農地転用許可申請書の写しを添付して申請することができる。この場合における小規模特定事業の許可は、農地転用許可後に許可することとなる。
- ④ 排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認しておくこと。

Ⅲ 小規模特定事業届出に必要な書類(チェック表)

小規模特定事業	✓	小規模一時堆積事業	✓
1 目次		1 目次	
2 小規模特定事業届(別記様式第1号)		2 小規模特定事業(小規模一時堆積事業)届 (別記様式第3号)	
3 同上(別紙搬入計画等)			
4 届出者の住民票の写し又は個人番号カードの 写し(商業登記事項証明書) ※届出日前3月以内に発行したもの		3 届出者の住民票の写し又は個人番号カード の写し(商業登記事項証明書) ※届出日前3月以内に発行したもの	
5 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図		4 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取 図	
6 実測平面図		5 実測平面図(土砂等堆積最大)	
7 実測縦断面図		6 実測縦断面図(土砂等堆積最大)	
8 実測横断面図		7 実測横断面図(土砂等堆積最大)	
9 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書 ※届出日前3月以内に発行したもの		8 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書 ※届出日前3月以内に発行したもの	
10 小規模特定事業場公図(写し)		9 小規模特定事業場公図(写し)	
11 使用する土砂等の予定量の計算書			
12 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保 全のために必要な措置に関する計画書 (別記様式第2号)		10 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の 保全のために必要な措置に関する計画書 (別記様式第2号)	
13 関係法令等の許認可等を受けていることを証 する書面又は関係許認可等の申請の状況を明 らかにした書面		11 関係法令等の許認可等を受けていることを 証する書面又は関係許認可等の申請の状況 を明らかにした書面	
例 盛土規制法(宅地造成、特定盛土等、土石 の堆積の許可等)		例 盛土規制法(宅地造成、特定盛土等、土石 の堆積の許可等)	
農地法(農地転用許可等)		農地法(農地転用許可等)	
森林法(林地開発許可、伐採届)		森林法(林地開発許可、伐採届)	
文化財保護法(埋蔵文化財確認)		文化財保護法(埋蔵文化財確認)	
14 その他()		12 その他()	

IV 小規模特定事業届等作成要領

- ◇ 添付書類等として作成する図面等については、他法令に基づく許可申請等の書類として提出するもので、同等の内容を確認できればそれらで代えることができる。
- ◇ 他法令に基づく許可申請等の手続等が不要な小規模特定事業であっても、土砂条例上の手続や必要書類に相違はない。

1 小規模特定事業届（別記様式第1号）

- ◇ 提出部数は、2部とする。ただし、小規模特定事業区域が2以上の市町の区域に存する場合にあっては、当該小規模特定事業区域の所在地を管轄する環境森林事務所長が指定する部数とする。届出書類は正本1通の他は写しでよい。なお、届出者の控えは、提出部数とは別に用意すること。
- ◇ 届出書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【小規模特定事業届出関係】

- (1) 小規模特定事業場の位置
小規模特定事業場の地番を全て記載すること。（別紙で記載することも可能）
- (2) 小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積
実測面積を記載すること。また、実測の求積図等を添付すること。
- (3) 小規模特定事業に供する施設の設置計画
1/500程度でA2からA4の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。
（土砂等の搬入路、排水溝及び排水枡等の施設等（小規模特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）の位置を明示すること。）（添付書類(14)の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）
- (4) 小規模特定事業の目的
小規模特定事業終了後の土地利用の方法等を記載すること。
- (5) 小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地
小規模特定事業の施工に関する問合せ先を記載すること。
- (6) 現場管理責任者の氏名
施行規則第16条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。
- (7) 小規模特定事業に使用される土砂等の量
土砂等の量を積算した計算書の量を記載しており、各土砂等の採取場所からの搬入予定量の合計に概ね合致すること。
- (8) 小規模特定事業の期間
小規模特定事業を行う期間を記載すること。
- (9) 小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造
事業の前後の構造が判別できる1/500程度の断面図であること。（添付書類(14)の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）
※届出後、実際に小規模特定事業を開始するまでの間に現地の地形に手を加えるなどし

て、現地の実情が、事業開始前の図面と異なる状態になると、変更届の提出を求める場合があるので注意すること。

- (10) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画（別紙）

別紙に記載すること。搬入土砂等の区分は、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第19号）及び「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付け国土交通省通達）によるものであること。（改良土を除く。）

【添付書類関係】

- (11) 届出者の住民票の写し又は個人番号カード（マイナンバーカード）の写し
（法人の場合にあっては、商業登記事項証明書）

マイナンバーカードの写しは表面のみとする。

住民票の写し又は商業登記事項証明書を提出する場合、届出日前3月以内に発行したものに限る。

- (12) 小規模特定事業場の位置図

1/10,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

- (13) 小規模特定事業場の付近の見取図

1/500程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

- (14) 小規模特定事業場の平面図及び断面図

形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。

（原則として1/250～1/500程度の図面とする。）

なお、保安距離が設けられている場合は、平面図と断面図が対応していることとする。

- (15) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書

届出日前3月以内に発行したものに限る。

- (16) 小規模特定事業場の公図の写し

小規模特定事業場を明示し、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名を記載し、作成者の押印がなされているものとする。

- (17) 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

- (18) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書
（別記様式第2号）

土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防止措置について具体的に記載すること（例：散水車による散水、場内走行速度5km/h以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限等）。

- (19) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）等とする。

(20) その他

1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

2 小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届（別記様式第3号）

◇ 提出部数は、2部とする。ただし、小規模特定事業区域が2以上の市町の区域に存する場合にあっては、当該小規模特定事業区域の所在地を管轄する環境森林事務所長が指定する部数とする。届出書類は正本1通の他は写しでよい。なお、届出者の控えは、提出部数とは別に用意すること。

◇ 届出書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届出関係】

(1) 小規模特定事業場の位置

小規模特定事業場の地番を全て記載すること。（別紙で記載することも可能。）

(2) 小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積

実測面積を記載すること。また、実測の求積図等を添付すること。

(3) 小規模特定事業に供する施設の設置計画

1/500程度でA2からA4の大きさを図面を作成しその位置を明示すること。

（土砂等の搬入路、排水溝及び排水柵等の施設等（小規模特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む）の位置を明示すること。）（添付書類(17)の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）

(4) 小規模特定事業の目的

小規模特定事業終了後の土地利用の方法等を記載すること。

(5) 小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地

小規模特定事業の施工に関する問合せ先を記載すること。

(6) 現場管理責任者の氏名

施行規則第16条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

(7) 小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量

土砂等の年間及び1日平均の搬入及び搬出の予定量を記載すること。

(8) 小規模特定事業の期間

小規模特定事業を行う期間を記載すること。

(9) 小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造

1/500程度で土砂等の堆積が最大となった時の堆積の構造を平面図及び断面図で示すこと。なお、断面図には、各縦横断部において盛土が最大となる位置を記載すること（添付書類(17)の平面図及び断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）

【添付書類関係】

(10) 届出者の住民票の写し又は個人番号カード（マイナンバーカード）の写し

（法人の場合にあっては、商業登記事項証明書）

マイナンバーカードの写しは表面のみとする。

住民票の写し又は商業登記事項証明書を提出する場合、届出日前3月以内に発行したものに限る。

- (11) 小規模特定事業場の位置図
1/10,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。
- (12) 小規模特定事業場の付近の見取図
1/500 程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。
- (13) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書
届出日前 3 月以内に発行したものに限る。
- (14) 小規模特定事業場の公図の写し
小規模特定事業場を明示し、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名を記載し、作成者の押印がなされているものとする。
- (15) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書
(別記様式第 2 号)
土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防止措置について具体的に記載すること（例：散水車による散水、場内走行速度 5 km/h 以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限等）。
- (16) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面
当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）等とする。
- (17) 小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。
(原則として 1/250～1/500 程度の図面とする。)
なお、保安距離は、平面図と断面図が対応していることとする。
- (18) その他
1 つの図面に 2 つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

3 小規模特定事業変更届（別記様式第 5 号）

- ◇ 提出部数は、2 部とする。ただし、小規模特定事業区域が 2 以上の市町の区域に存する場合にあっては、当該小規模特定事業区域の所在地を管轄する環境森林事務所長が指定する部数とする。届出書類は正本 1 通の他は写しでよい。なお、届出者の控えは、提出部数とは別に用意すること。

【小規模特定事業変更届関係】

- (1) 変更する事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

【添付書類関係】

- (2) 変更事項に応じた書類を添付すること。
- (3) 小規模特定事業届に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できる

ものであること。

4 小規模特定事業軽微変更届（別記様式第6号）

- ◇ 提出部数は、1部とする。ただし、小規模特定事業区域が2以上の市町の区域に存する場合にあっては、当該小規模特定事業区域の所在地を管轄する環境森林事務所長が指定する部数とする。

【小規模特定事業軽微変更届関係】

以下の事項に該当する軽微な変更をしたときは、遅滞なく軽微変更届を提出する必要がある。

- (1) 届出者の氏名及び住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (2) 小規模特定事業に使用される土砂等の量
(土砂等の堆積の構造の変更を伴わないものに限る)
- (3) 採取場所若しくは搬入計画
(「小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書」は搬入計画には含まれない)
- (4) 現場管理責任者

5 土砂等搬入届（別記様式第7号）

- ◇ 提出部数は、1部とする。
- (1) 土砂等の採取場所1か所につき1通作成すること。
 - (2) 5,000m³までごとに1通作成すること。
 - (3) 土砂等の運搬事業者名
事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。
 - (4) 添付書類について
 - ・土砂等発生元証明書（別記様式第8号）
 - ・搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図、現場写真
 - ・検査試料採取調書（別記様式第9号）、計量証明書（原則、発行日から6か月以内のものに限る。）
- ※土砂等発生元証明書は原本を確認するので、原本を提出すること。

6 土砂等発生元証明書（別記様式第8号）

※ 土砂等の発生元の事業者が発行するものであること。

- ◇ 提出部数は、1部とする。
- (1) 5,000m³までごとに1通作成すること。
 - (2) 土砂等発生元証明書の宛名
小規模特定事業届出者となる。
 - (3) 当該工事等に係る土砂等発生量

当該工事等施工場所から発生する総予定量を記載し、かつこ内に当該発生場所から該当小規模特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。

(4) 発生土砂等運搬契約者

土砂等の発生場所から該当小規模特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。

7 検査試料採取調書（別記様式第9号）

※ 実際に検査試料の採取を行った者が記載するものであること。

◇ 提出部数は、1部とする。

- (1) 検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致すること。
- (2) 当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならない。（施行規則第8条第4項）
- (3) 当該調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

8 土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第10号）

※ 小規模特定事業の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

- (1) 小規模特定事業に使用される土砂等の量
(小規模一時堆積事業にあつては、土砂等の年間の搬入予定量)
小規模特定事業届出時に積算した、小規模特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。
(変更があつた場合は、変更後の量)
- (2) 土砂等の採取場所に係る工事等の内容
採取場所に係る工事等の名称を記載すること。
工事等に係るものでない場合は、「〇〇会社土取り場」など、採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

9 土砂等管理台帳（搬出用）（別記様式第11号）

※ 小規模一時堆積事業の場合のみ、採取場所ごとに作成するものであること。

- (1) 小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬出予定量
小規模特定事業届出時に積算した、小規模特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。
(変更があつた場合は、変更後の量)
- (2) 小規模特定事業場等への搬出
 - ① 搬出先の直下の欄には、当該小規模一時堆積場から搬出する場所を記載すること。
 - ② 搬出先に対応する各日付欄には、当該搬出先への1日当たりの搬出量を記載すること。

10 小規模特定事業状況報告書（別記様式第12号）

※ 当該報告書には、土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第 10 号）の写しを添付すること。

◇ 提出部数は、1 部とする。

- (1) 小規模特定事業に使用される土砂等の量
実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。
- (2) 今回報告量
報告に係る期間（6 月間）に搬入された量を記載すること。
- (3) 累計量
前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

11 小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（別記様式第 13 号）

※ 当該報告書には、土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第 10 号）及び土砂等管理台帳（搬出用）（別記様式第 11 号）の写しを添付すること。

◇ 提出部数は、1 部とする。

- (1) 前回までの処分残量
前回の報告時に、搬出されないで残っている量を記載すること。
- (2) 完了時の報告においては、前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て搬出され、処分残量が 0 になっていること。

12 小規模特定事業水質検査等報告書（別記様式第 14 号）

※ 当該報告書には、採取した試料（水質又は地質）の検査試料採取調書（別記様式第 9 号）及び計量証明書を添付し、施行規則第 12 条の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に報告すること。

※ 水質検査による場合の注意点

対象とする水質は、届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水であることに注意すること。

◇ 提出部数は、1 部とする。

- (1) 水質検査による場合は、別表に掲げる項目並びに水素イオン濃度及び浮遊物質質量について、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号。）に定める測定方法により行うこと（施行規則第 10 条第 1 項）。
- (2) 地質検査による場合は、施行規則第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により採取・作成された試料について、それぞれ別表第 1 に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと（施行規則第 11 条第 1 項第 3 号）
- (3) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書は、計量法第 107 条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。
- (4) 当該報告書、検査試料採取調書及び計量証明書は原本を確認するので、原本を提出すること。

13 小規模特定事業完了届（別記様式第 15 号）

- ◇ 提出部数は、2部とする。ただし、小規模特定事業区域が2以上の市町の区域に存する場合にあっては、当該小規模特定事業区域の所在地を管轄する環境森林事務所長が指定する部数とする。届出書類は正本1通のほかは写しでよい。なお、届出者の控えは、提出部数とは別に用意すること。
- ◇ 完了した小規模特定事業区域の現況が分かる平面図、縦横断面図を添付すること。

14 その他

(1) 標識の掲示

小規模特定事業が施工されている間は、小規模特定事業場の見やすい場所に以下の項目を記載した標識を掲げること。なお、**参考①（標識：例）**を参照のこと。

- (1) 小規模特定事業届出年月日
- (2) 小規模特定事業の目的
- (3) 小規模特定事業場の所在地
- (4) 小規模特定事業の届出者の氏名、住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号
- (5) 現場管理責任者の氏名
- (6) 小規模特定事業の期間
- (7) 小規模特定事業区域の面積
- (8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（小規模一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）
- (9) 小規模特定事業場の見取図

(2) 車両の表示

土砂等を搬入しようとするときは以下の項目を記載した表示をすること。なお、**参考②（車両表示：例）**を参照のこと。

- (1) 小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
- (2) 小規模特定事業区域の所在地
- (3) 小規模特定事業の届出者の氏名（法人にあっては名称）
- (4) 小規模特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあっては名称）

那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例

平成17年10月1日

那須烏山市条例第125号

改正

平成18年3月16日条例第12号 平成22年3月19日条例第17号

平成24年3月23日条例第20号 令和4年7月19日条例第3号

令和7年2月25日条例第20号

目次

第1章 総則（第1条—第2条の5）

第2章 土砂等の埋立て等事業に使用される土砂等の安全基準等（第2条の6—第2条の9）

第3章 小規模特定事業に関する規制等（第3条—第18条の2）

第4章 雑則（第19条—第21条）

第5章 罰則（第22条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号。以下「県条例」という。）その他の土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止を目的とする法令及び条例（以下「法令等」という。）と相まって、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染を防止し、もって住民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着したものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の堆積その他規則で定める堆積を除く。）を行う行為をいう。
- (2) 土砂等の埋立て等事業 土砂等の埋立て等に限する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下この条において同じ。）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に限する区域の面積が3,000平方メートル未満であるものをいう。
- (3) 改良土 土砂等（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメント、石灰等を混合し、化学的

に安定処理したものをいう。

- (4) 小規模特定事業 土砂等の埋立て等事業のうち、当該土砂等の埋立て等に伴う区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。

(事業者の責務)

第2条の2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策に協力する責務を有する。

- 2 建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、土砂等の埋立て等事業に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等事業による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。

- 3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等事業に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等事業による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。

(土地の所有者の責務)

第2条の3 土地の所有者は、土砂等の埋立て等事業による土壌の汚染のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならない。

(市の責務)

第2条の4 市は、土砂等の埋立て等事業による土壌の汚染の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(県及び他の市町村との連携等)

第2条の5 市は、県及び他の市町村と連携して土砂等の埋立て等事業による土壌の汚染の防止に関する施策を効果的に実施するとともに、県が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策について、情報の提供その他の協力を行うものとする。

第2章 土砂等の埋立て等事業に使用される土砂等の安全基準等

(土砂等の埋立て等事業に使用される土砂等の安全基準)

第2条の6 土砂等の埋立て等事業に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。

- 2 安全基準は、土砂等の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。

(安全基準に適合しない土砂等又は改良土の使用の禁止等)

第2条の7 土砂等の埋立て等事業を行う者は、安全基準に適合しない土砂等を使用して、

土砂等の埋立て等を行ってはならない。

- 2 土砂等の埋立て等事業を行う者は、改良土を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

第2条の8 削除

（土砂等の埋立て等事業に係る措置命令）

第2条の9 市長は、土砂等の埋立て等事業において、安全基準に適合しない土砂等又は改良土（第2条の7第2項ただし書の規定により市長が認めるものを除く。以下この条及び第17条において同じ。）が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等又は改良土及び当該土砂等の埋立て等事業が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等事業を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等事業に使用された土砂等又は改良土（当該土砂等又は改良土により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第3章 小規模特定事業に関する規制等

（小規模特定事業の届出）

第3条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、当該小規模特定事業を開始する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業の計画を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う小規模特定事業
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う小規模特定事業
- (3) 採石法又は砂利採取法に基づき許可がなされた採取計画に従って行う小規模特定事業
- (4) 土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う小規模特定事業
- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う小規模特定事業
- (6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う小規模特定事業で規則で定めるもの

（変更の届出）

第4条 前条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業の計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、

その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前条の届出をした者は、前項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第5条から第7条まで 削除

(土砂等の搬入の届出)

第8条 第3条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。
- (2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めるとき。

(土砂等管理台帳の作成等)

第9条 第3条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、規則で定めるところにより、土砂等管理台帳を作成しなければならない。

- 2 第3条の届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

(定期検査の報告等)

第10条 第3条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略することができる。

- 2 第3条の届出をした者は、前項に定めるもののほか、当該届出に係る小規模特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

(周辺住民等への周知)

第10条の2 第3条の届出をした者は、当該小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設（以下「小規模特定事業場」という。）の周辺住民その他の利害関係を有する者に対し、当該届出に係る小規模特定事業の計画を周知するよう努めなければならない。

（関係書類の縦覧）

第11条 第3条の届出をした者は、市長が指定する場所において、当該小規模特定事業が施工されている間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第9条第1項に規定する土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

（標識の掲示等）

第12条 第3条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第3条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業区域と当該小規模特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

（土砂等の搬入車両への表示）

第12条の2 第3条の届出をした者は、車両を使用し、当該届出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。

（小規模特定事業の完了）

第13条 第3条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略することができる。

第14条から第16条まで 削除

（小規模特定事業に係る措置命令）

第17条 市長は、小規模特定事業において、安全基準に適合しない土砂等又は改良土が小規模特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該小規模特定事業に係る小規模特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等又は改良土（当該土砂等又は改良土により安

全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 当該土砂等又は改良土を当該小規模特定事業区域に搬入した者（第2条の9に規定する者を除く。）
- (2) 第2条の9に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等を行うことを助けた者

(公表)

第17条の2 市長は、第2条の9又は前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係書類の保存)

第18条 第3条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業について第13条第1項の規定による完了の届出をした日から5年間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。

(現場管理責任者の義務等)

第18条の2 第3条の届出に係る小規模特定事業の施工を管理する者（以下「現場管理責任者」という。）は、当該小規模特定事業の施工に伴う土壌の汚染の防止に関し規則で定める職務を誠実に行われなければならない。

- 2 第3条の届出に係る小規模特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。

第4章 雑則

(立入検査等)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者（土砂等を小規模特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは土砂等の埋立て等を行うことを助けた者を含む。以下同じ。）に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第20条 削除

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 罰則

(罰則)

第22条 第2条の9又は第17条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条又は第4条第1項の規定に違反して、届出をしないで小規模特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第8条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第9条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (4) 第9条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第10条第1項又は第13条第2項の規定による検査を行わず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (6) 第19条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (7) 第19条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第2項又は第13条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第18条の規定に違反した者

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、合併前の南那須町の区域においては、当該区域において平成18年4月1日以降に行おうとする小規模特定事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の烏山町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成11年烏山町条例第13号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（合併前の条例の規定による土砂等の埋立て等に限る区域の面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の小規模特定事業の許可を除く。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

《間 略》

附 則（令和7年2月25日条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定によりされている許可については、当該許可に係る小規模特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る小規模特定事業に関する旧条例第3条の2及び第5条から第19条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第3条の規定によりされている許可の申請は、この条例による改正後の第3条の規定によりされた届出とみなす。
- 4 この条例の施行前に旧条例第3条の規定に違反して小規模特定事業を行った者については、旧条例第17条第2項の規定は、なおその効力を有する。
- 5 この条例の施行前にした旧条例第16条第1項又は第17条第1項から第3項までの規定による命令については、なお従前の例による。
- 6 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第7条第1項の変更の許可の申請及び旧条例第14条の2第1項の譲受けの許可の申請に係る旧条例第20条第2号及び第3号に掲げる手数料については、なお従前の例による。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 7 この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされるとき及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされるときにおけるこの条例の施行後から令和7年5月31日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 令和7年6月1日以降にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改

正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則

平成17年10月 1 日

那須烏山市規則第121号

改正

平成18年 6 月 30日規則第26号	平成19年 9 月 28日規則第41号
平成21年 3 月 24日規則第10号	平成22年 3 月 31日規則第19号
平成23年 3 月 31日規則第 9 号	平成24年 2 月 20日規則第 2 号
平成24年 3 月 30日規則第11号	平成25年 3 月 1 日規則第 2 号
平成26年10月 1 日規則第17号	平成27年 3 月 25日規則第10号
平成29年 3 月 31日規則第 7 号	令和元年 6 月 17日規則第 1 号
令和 3 年 1 月 26日規則第14号	令和 4 年 7 月 19日規則第 3 号
令和 5 年 5 月 25日規則第 2 号	令和 7 年 3 月 31日規則第13号
令和 7 年10月 1 日規則第 9 号	

(趣旨)

第1条 この規則は、那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第125号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(条例第2条第1号の規則で定める堆積)

第1条の3 条例第2条第1号の規則で定める堆積は、次に掲げるものとする。

- (1) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項に規定する汚染土壌を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積
- (2) 汚染された土砂等を処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で市長が指定するものにおいて行う土砂等の堆積

2 前項第2号の規定による指定は、告示してしなければならない。

(安全基準)

第1条の4 条例第2条の6第1項の安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の基準値の欄に定めるとおりとする。

2 条例第2条の6第2項に定める条件は、別表第2の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

(小規模特定事業の届出)

第1条の5 条例第3条の規定による届出は、小規模特定事業届（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 届出者の住民票の写し又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
 - (2) 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図
 - (3) 小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
 - (4) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - (5) 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
 - (6) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書（別記様式第2号）
 - (7) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、条例第3条の届出をしようとする小規模特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う小規模特定事業（以下「小規模一時堆積事業」という。）である場合にあっては、当該届出は、小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
- (1) 前項第1号、第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる書類
 - (2) 小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

（公共的団体の範囲）

第2条 条例第3条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者

- 2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（条例第3条第6号の規則で定める小規模特定事業）

第3条 条例第3条第6号の規則で定める小規模特定事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 植樹の用に供する目的で行う小規模特定事業
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う小規模特定事業
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う小規模特定事業

第4条から第6条まで 削除

（変更の届出）

第7条 条例第4条第1項の規定による届出は、小規模特定事業変更届（別記様式第5号）に第1条の5第1項各号及び第2項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行わなければならない。

- 2 条例第4条第1項の規則で定める軽微な変更は、届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、小規模特定事業に使用される土砂等の量（土砂等の堆積の構造の変更を伴わないものに限る。）又は採取場所若しくは搬入計画又は現場管理責任者の変更とする。
- 3 条例第4条第2項の規定による届出は、小規模特定事業軽微変更届（別記様式第6号）により行わなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第8条 条例第8条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記様式第7号）により行わなければならない。

- 2 条例第8条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記様式第8号）とする。
- 3 条例第8条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書（別記様式第9号）及び計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）第110条の2第1項の規定による証明書をいう。以下同じ。）とする。
- 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。
- 5 条例第8条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。

(土砂等管理台帳等)

第9条 条例第9条第1項の土砂等管理台帳には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 小規模特定事業の届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 小規模特定事業届出年月日
- (3) 小規模特定事業場の位置及び小規模特定事業区域の面積
- (4) 現場管理責任者の氏名
- (5) 小規模特定事業に使用される土砂等の量（小規模特定事業が小規模一時堆積事業にあつては、当該小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）
- (6) 小規模特定事業の期間
- (7) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名
- (9) 小規模特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量
- (10) 小規模特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳（小規模一時堆積事業に係るものに限る。）

2 前項の土砂等管理台帳の様式は、次の各号に掲げる小規模特定事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 次号に掲げる小規模特定事業以外の小規模特定事業 土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第10号）
- (2) 小規模一時堆積事業である小規模特定事業 土砂等管理台帳（搬入用）及び土砂等管理台帳（搬出用）（別記様式第11号）

3 条例第9条第2項の規定による報告は、小規模特定事業を開始した日から6箇月ごとに当該6箇月を経過した日から2週間以内（小規模特定事業を完了したときは、条例第13条第1項の規定による届出の時）に、小規模特定事業状況報告書（別記様式第12号）により行わなければならない。

4 小規模特定事業が小規模一時堆積事業であるときは、条例第9条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3箇月ごとに当該3箇月を経過した日から2週間以内（小規模特定事業を完了したときは、条例第13条第1項の規定による届出の時）に、小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（別記様式第13号）により行わなければならない。

(水質検査)

第10条 条例第10条第1項の規定による水質検査は、小規模特定事業を開始した日から6箇月ごとに試料を採取し、別表第1に掲げる項目並びに水素イオン濃度及び浮遊物質質量について、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。）に定める測定方法により行わなければならない。

- 2 小規模特定事業が小規模一時堆積事業であるときは、条例第10条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3箇月ごとに試料を採取し、前項に定める測定方法により行わなければならない。
- 3 条例第13条第2項の規定による水質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に試料を採取し、第1項に定める測定方法により行わなければならない。

(地質検査)

第11条 条例第10条第1項の規定による地質検査は、小規模特定事業を開始した日から6箇月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、小規模特定事業区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界線との中間の4地点）の土壌について行うこと。
- (2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後混合し、1試料とすること。
- (3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。
- 2 小規模特定事業が小規模一時堆積事業であるときは、条例第10条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3箇月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。
- 3 条例第13条第2項の規定による地質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に、第1項各号に掲げる方法により行わなければならない。

(水質検査等の報告)

第12条 条例第10条第1項及び第13条第2項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ小規模特定事業水質検査等報告書（別記様式第14号）に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

検査	提出時期	添付書類
1 第10条第1項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から6箇月ごとに当該6箇月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
2 第10条第2項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から3箇月ごとに当該3箇月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

3 第10条第3項の水質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
4 前条第1項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から6箇月ごとに当該6箇月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
5 前条第2項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から3箇月ごとに当該3箇月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
6 前条第3項の地質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

(標識)

第13条 条例第12条第1項の標識は、小規模特定事業が施工されている間、掲示しなければならない。

2 条例第12条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模特定事業届出年月日
- (2) 小規模特定事業の目的
- (3) 小規模特定事業場の所在地
- (4) 小規模特定事業の届出者の氏名、住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号
- (5) 現場管理責任者の氏名
- (6) 小規模特定事業の期間
- (7) 小規模特定事業区域の面積
- (8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（小規模一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）
- (9) 小規模特定事業場の見取図

(車両への表示)

第13条の2 条例第12条の2の規定による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次項第1号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する100ポイント以上の大きさの文字、同項第2号から第4号までに掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する60ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

2 条例第12条の2の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
- (2) 小規模特定事業区域の所在地
- (3) 小規模特定事業の届出者の氏名（法人にあつては名称）
- (4) 小規模特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあつては名称）

（小規模特定事業の完了の届出）

第14条 条例第13条第1項の規定による届出は、小規模特定事業を完了した日から15日以内に、小規模特定事業完了届（別記様式第15号）を提出して行わなければならない。

第15条 削除

（現場管理責任者の職務）

第16条 条例第18条の2第1項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模特定事業場において、小規模特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第8条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。
- (2) 小規模特定事業に係る土壌の汚染があったときは、その原因を調査し、及びその対策を講じること。

（身分を示す証明書）

第17条 条例第19条第2項に規定する証明書は、身分証明書（別記様式第16号）とする。

（書類等の提出）

第18条 条例及びこの規則の規定により市長に提出すべき書類の部数は、2部とする。

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の烏山町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成11年烏山町規則第16号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

《間 略》

附 則（令和 7 年 3 月 31 日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年 2 月那須烏山市条例第20号。以下「改正条例」という。）による改正後の那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（以下「新条例」という。）第 3 条の規定により届出がされた小規模特定事業（新条例第 2 条第 4 号に規定する小規模特定事業をいう。）について適用し、同日前に改正条例による改正前の那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第 3 条の規定により許可を受けた小規模特定事業（旧条例第 2 条第 4 号に規定する小規模特定事業をいう。）については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年10月 1 日規則第 9 号）

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

別表第1（第1条の4、第8条、第10条、第11条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102－3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102－2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	規格K0102－4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあっては規格K0102－4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5若しくは7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102－3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102－3 24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170－7 7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒（ひ）素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）であるときは、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格K0102－3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方

		法
総水銀	検液 1 リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表 3 及び昭和49年告示付表 1 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表 4 に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）であるときは、試料 1 キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年告示付表 5 に掲げる方法

シマジン	検液 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定するときは、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）、5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び5.5又は5.2及び5.6に定める方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年告示付表 7 に掲げる方法
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下	地盤工学会基準 J G S 0211 土懸濁液の pH 試験方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第46号）付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行う

ものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2（第1条の4関係）

土砂等の埋立て等の施工管理体制	1 土砂等の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。 2 土砂等の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。 3 砂等の埋立て等事業に供する区域（以下「土砂等の埋立て等事業区域」という。）に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵を設けること。また、小規模特定事業区域内を容易に目視できる構造とすること。 4 土砂等の埋立て等事業区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は封鎖すること。 5 土砂等の埋立て等事業区域への搬入は、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。
粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策	1 粉じんについては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。 2 土砂等の埋立て等区域内の雨水等が適切に排出される設備を設けること。 3 土砂等の埋立て等区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、土砂等の埋立て等区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が帯水するおそれがあるときは、これを常時排水できる設備を設けること。
騒音及び振動の防止対策	1 騒音に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）に規定する特定建設作業に準ずること。 2 振動に係る規制基準については、振動規制法（昭和43年法律第98号）及び栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）に規定する特定建設作業に準ずること。
交通安全対策	1 道路に進入路を取り付けるときは、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。 2 土砂等の搬出入に伴う土砂等の埋立て等区域からの土砂等のまき出し等

	を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。 3 搬入経路が通学路に当たるときは、市教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。 4 他の交通に支障があると予想されるときは、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。 5 大型貨物自動車により土砂等を運搬するときは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両は使用しないこと。また、運搬事業者及び下請業者に土砂等を運搬させるときは、それらの者に土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用させないこと。 6 土砂等の過積載を行わないこと。また、運搬事業者及び下請業者に過積載を行わせないこと。
その他生活環境の保全及び災害の防止対策	1 土砂等の埋立て等区域の周辺の住民の健康及び財産に係る被害を生じることがないように、必要な措置を講ずること。 2 土砂等の埋立て等区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。

別記様式第1号（第1条の5関係）

（表）
小規模特定事業届

年 月 日

那須烏山市長 宛て

届出者 住所
氏名
（法人にあつては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
電話番号

那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第3条の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

小規模特定事業場の位置及び面積	地番	小規模特定事業場の面積 （実測） m^2 うち小規模特定事業区域の面積 （実測） m^2
小規模特定事業に供する施設の設置計画・・・別添のとおり		
小規模特定事業の目的		
小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地	（電話番号）	
現場管理責任者の氏名		
小規模特定事業に使用される土砂等の量	土砂等の量 m^3	
小規模特定事業の期間	年 月 日～ 年 月 日	
小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造・・・別添図面 のとおり		
小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画・・・別紙のとおり		

(裏)

添 付 書 類	1 届出者の住民票の写し又は個人番号カードの写し（法人にあっては、登記事項証明書） 2 小規模特定事業場の位置を示す縮尺 1 万分の 1 以上の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 3 小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。） 4 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 5 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 6 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書 7 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面 8 その他
------------------	---

(別紙)

小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

採 取 場 所 ・ 発 生 元 事 業 者 名	搬 入 計 画 等					
	予 定 量 m ³	最 大 日 量 m ³	搬 入 期 間	搬 入 時 間	搬 入 土 砂 等 の 区 分	備 考
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		

備考 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の区分を記載すること。

別記様式第2号（第1条の5関係）

小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書

項 目	内 容
1 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置	
2 騒音及び振動の防止措置	
3 交通安全等措置	
4 その他	

備考

1 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等によって生ずる粉じんの周辺への飛散を防止する措置、小規模特定事業場における雨水等の排水に関する措置等を記載すること。

2 騒音及び振動の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等によって生ずる騒音及び振動に対する措置、搬入車両等の騒音及び振動に対する措置を記載すること。

3 交通安全等措置の欄については、搬入車両の通行時における交通の安全を図る措置、搬入路の損壊を防止する措置等を記載すること。

別記様式第3号（第1条の5関係）

（表）

小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届

年 月 日

那須烏山市長 宛て

届出者 住所

氏名

（法人にあっては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号

那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第3条の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

小規模特定事業場の位置及び面積	地番	小規模特定事業場の面積 (実測) m ² うち小規模特定事業区域の面積 (実測) m ²	
小規模特定事業に供する施設の設置計画・・・別添のとおり			
小規模特定事業の目的			
小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地	(電話番号)		
現場管理責任者の氏名			
小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量	年間の搬入予定量 m ³	1日平均 m ³	
	年間の搬出予定量 m ³	1日平均 m ³	
小規模特定事業の期間	年 月 日～ 年 月 日		
小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造・・・別添図面 のとおり			

(裏)

添 付 書 類	1 届出者の住民票の写し又は個人番号カードの写し（法人にあっては、登記事項証明書） 2 小規模特定事業場の位置を示す縮尺1万分の1以上の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 3 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 4 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書 5 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面 6 小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。） 7 その他
------------------	--

別記様式第4号（第2条関係）

公共的団体認定申請書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 主たる事務所の所在地
事業者名
代表者の氏名
電話番号

公共的団体の認定を受けたいので、那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円（ 年 月 日現在）

(2) 地方公共団体別出資金額

地 方 公 共 団 体 名	出 資 金 額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

別記様式第5号（第7条関係）

（表）
小規模特定事業変更届

年 月 日

那須烏山市長 宛て

届出者 住所
氏名
（法人にあっては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付けで届け出た小規模特定事業の計画について変更したいので、那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第4条第1項の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

変更する事項 の 内 容	変 更 後	変 更 前
変 更 の 理 由		

(裏)

添 付 書 類	次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。 1 小規模特定事業場の位置を示す縮尺1万分の1以上の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 2 小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限り、一時堆積事業にあっては、土砂等の堆積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。） 3 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 4 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 5 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書 6 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面 7 その他
------------------	--

別記様式第6号（第7条関係）

小規模特定事業軽微変更届

年 月 日

那須烏山市長 宛て

届出者 住所
氏名
(法人にあっては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで届け出た小規模特定事業の計画について変更したので、那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 後	
変 更 前	
変 更 年 月 日	

備考 氏名又は住所の変更の場合にあっては住民票の写し又は個人番号カードの写しを、法人の名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更の場合にあっては登記事項証明書を添付すること。

別記様式第7号（第8条関係）

土 砂 等 搬 入 届

年 月 日

那須烏山市長 宛て

届出者 住所
氏名

（法人にあっては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付けで届け出た小規模特定事業について土砂等を搬入したいので、那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第8条の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

土 砂 等 の 採 取 場 所	
地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の位置図及び土砂等の採取場所の現場写真・・・別添のとおり	
土 砂 等 の 採 取 場 所 の 工 事 名 等	
地質検査の試料の採取状況・・・別添のとおり	
地質検査の結果・・・別添のとおり	
土砂等の安全基準適合性の有 無	
土 砂 等 の 搬 入 予 定 量	m^3 うち今回の搬入量 m^3
土 砂 等 の 搬 入 期 間	年 月 日～ 年 月 日
土 砂 等 の 運 搬 事 業 者 名	

別記様式第8号（第8条関係）

土砂等発生元証明書

年 月 日

_____様

発生元事業者 主たる事務所の所在地

事業所名

代表者又は現場責任者の氏名

印

電話番号

次の工事等から発生する土砂等について、次のとおり処分することといたしました。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 等 名	
工 事 等 施 工 場 所	
発 注 者	
工 事 等 施 工 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
当該工事等に係る土砂等発生量	m ³ （うち処分契約量 m ³ ）
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ （5,000m ³ 以内）
発 生 土 砂 等 の 計 量 証 明 書 の 有 無	
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発 生 土 砂 等 運 搬 契 約 者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
発生土砂等最終処分事業者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再資源化の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

別記様式第9号（第8条関係）

検査試料採取調書

年 月 日

採取者 住 所
所 属
職 氏 名
電話番号

㊞

別添計量証明書（地質・水質）の検査試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	地質（搬入・定期・完了） 水質（定期・完了）
採 取 年 月 日	
採 取 日 の 天 候	
地質分析の場合の 採 取 深 度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

別記様式第10号（第9条関係）

土 砂 等 管 理 台 帳（搬入用）（ 年 月分）

小規模特定事業届出者名 (法人にあっては、名称及び 代表者氏名)	小規模特定事業届出年月日 (小規模特定事業の期間)	小規模特定事業場の位置 (小規模特定事業区域の面積)	小規模特定事業に使用 される土砂等の量 (小規模一時堆積事 業にあっては、土砂 等の年間の搬入予定 量) (m^3)	現場管理責任 者氏名
	年 月 日 (年 月 日～ 年 月 日)	(m^2)		

土砂等の採取場所(一時堆積場)	土砂等の採取場所の事業者の氏 名(法人にあっては、名称及び代 表者氏名)	土砂等の採取場所に係る工事 等の内容	土砂等の採取場所に係る工事 等の責任者の氏名

日 付	土砂等の1日当たりの搬入量 (m^3)	備 考
前月までの 累計		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
計		
累計		

- 備考
- この土砂等管理台帳（搬入用）は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。
 - 備考の欄には、土砂等搬入届出年月日を記入すること。
 - 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

別記様式第11号（第9条関係）

土 砂 等 管 理 台 帳（搬出用）（ 年 月分）

小規模特定事業届出者名 (法人にあっては、名称及び代 表者氏名)	小規模特定事業届出年月日 (小規模特定事業の期間)	小規模特定事業場の位置 (小規模特定事業区域の面積)	小規模特定事業 に使用される土 砂等の年間の搬 出予定量 (m ³)	現場管理責任者 氏名
	年 月 日 (年 月 日～ 年 月 日)	(m ²)		

日 付	搬出先・土砂等の１日当たりの搬出量（m³）				備 考
	搬出先	搬出先	搬出先	計	
前月までの累計					
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
計					
累計					

備考 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

別記様式第 12 号（第 9 条関係）

小規模特定事業状況報告書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

報告者 住 所

氏 名

(法人にあっては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第 9 条第 2 項の規定により、
小規模特定事業の状況を次のとおり報告します。

小規模特定事業届出年月日	年 月 日				
小規模特定事業区域の面積	m ² （うち実施済面積 m ² ）				
小規模特定事業に使用される土砂等の量	m ³ （うち実施済量 m ³ ）				
今回の報告に係る期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
採取場所・工事名等	搬入予定量 m ³	前回累計 量 m ³	今回報告 量 m ³	累 計 量 m ³	備 考
合 計					

別記様式第13号（第9条関係）

小規模特定事業(小規模一時堆積事業)状況報告書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

報告者 住所
氏名
(法人にあつては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
電話番号

那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第9条第2項の規定により、小規模特定事業の状況を次のとおり報告します。

小規模特定事業届出年月日	年 月 日			
採取場所・工事名等	前回までの処分残量 m ³	月 日～ 月 日		備考
		搬入量 m ³	搬出量 m ³	

別記様式第14号（第12条関係）

小規模特定事業水質検査等報告書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号

那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第10条第1項（第13条第2項）の規定により、水質等の検査結果を次のとおり報告します。

小規模特定事業届出年月日	年 月 日
排水及び土砂等の採取場所……別添図面及び現場写真のとおり	
水質に係る計量証明書……別添のとおり	
地質に係る計量証明書……別添のとおり	

備考 不要な部分を線で消すこと。

別記様式第15号（第14条関係）

小規模特定事業完了届

年 月 日

那須烏山市長 宛て

届出者 住所
氏名
(法人にあっては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
電話番号

小規模特定事業が完了したので、那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する
条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模特定事業届出年月日	年 月 日
小規模特定事業の期間等	事業期間 年 月 日～ 年 月 日 完了期日 年 月 日

別記様式第16号（第17条関係）

（表）

	← 9 cm →
	身 分 証 明 書 第 号
6 cm	写 真 押 出 ス タ ン プ 所 属 職 名 氏 名 年 月 日生 上記の者は、那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例 第19条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。 年 月 日 那須烏山市長 印

（裏）

	那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の 汚染の防止に関する条例抜粋 （立入検査等） 第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者（土砂等を小規模特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは土砂等の埋立て等を行うことを助けた者を含む。以下同じ。）に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
--	---

参考①（標識：例）施行規則第13条に基づく標識例

← 90cm 以上 →		
70 cm 以上	土 砂 等 の 埋 立 て 等 に 関 す る 標 識	
	小規模特定事業届出年月日	年 月 日
	小規模特定事業の目的	
	小規模特定事業場の所在地	
	小規模特定事業の届出者の 氏名、住所及び電話番号	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
		氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
		電話番号
	小規模特定事業の期間	年 月 日～ 年 月 日
	小規模特定事業区域の面積	m ²
小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(小規模一時堆積事業にあつては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量)		
現場管理責任者の氏名		
50cm 以上		

土砂等搬入車両



○搬入先（小規模特定事業区域）

【100ポイント以上】

那須烏山市中央1-1-1 ほか

○小規模特定事業届出者

(株)とちぎ土砂



【60ポイント以上】

○土砂等搬入事業者

(有)残土運送



【60ポイント以上】

参考③ 別記様式第1号（別紙）などにおける土砂等の区分について

- ・別記様式第1号（別紙）などにおける「土砂等の区分」欄は、下記条文を参考に記載すること。

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）の抜粋

再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第10条の規定に基づき、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

（この省令の趣旨）

第1条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事事業者」という。）の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第15条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第2の第1欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。）について、建設工事事業者の建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

第2条 略

（再生資源の利用の原則）

第3条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再資源化施設（建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。）の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

（建設発生土の利用）

第4条 建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第1の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

2 前項の場合において、建設工事事業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の安全及び機能に支障が生じないよう、適切な施工を行うものとする。

3 発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者及び請負契約によらないで自ら建設工事を施工する建設工事事業者（以下「元請建設工事事業者等」という。）は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

第5条から第7条略

（再生資源の発生した工事現場での利用）

第8条 建設工事事業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選定に配慮し、再生資源が発生

した当該工事現場での利用に努めるものとする。

以下別表第1まで略

別表第1（第4条関係）

第1種建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第2種建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第3種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第4種建設発生土 （粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く。）をいう。）	水面埋立て用材料

以下略

国官技第 1 1 2 号
国官総第 3 0 9 号
国営計第 5 9 号
平成 1 8 年 8 月 1 0 日

大臣官房官庁営繕部計画課長
都市・地域整備局都市計画課長
河川局河川計画課長
道路局国道・防災課長
港湾局建設課長
航空局飛行場部建設課長
海上保安庁総務部主計管理官
各地方整備局企画、営繕、港湾空港部長
北海道開発局事業振興、営繕、港湾空港部長
沖縄総合事務局開発建設部長
各地方航空局次長
各地方航空交通管制部次長等
国土技術政策総合研究所企画部長
国土地理院企画部長
国土交通大学校総務部長
航空保安大学校校長 あて

大臣官房技術調査課長

大臣官房公共事業調査室長

大臣官房官庁営繕部計画課長

発生土利用基準について

標記について、別紙の通りとりまとめたので、本基準に基づき発生土の適正な再生利用を図られたい。

また、「発生土利用基準について」（平成 1 6 年 3 月 3 1 日付国官技第 3 4 1 号、国官総第 6 6 号）は廃止する。

発生土利用基準について

1. 目 的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

2. 適 用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日）を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表－1 に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表－2 に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

5. 適用用途標準

発生土を利用する際の用途は、土質区分に基づき、表－3 に示す適用用途標準を目安とし、個々の事例に即して対応されたい。

6. 関連通達の廃止

本通達の発出に伴い、「発生土利用基準について」（国官技第 3 4 1 号、国官総第 6 6 9 号、平成 16 年 3 月 31 日）は廃止する。

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令) *1)	細区分*2), 3), 4)	コーン 指数 q _c *5) (kN/m ²)	土質材料の工学的分類*6), 7)		備考*8)	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) w _s (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	-	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	—	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 *水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土*9)		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}	—	
		人工材料	改良土 {I}	—		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—	
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第2種改良土		人工材料	改良土 {I}	—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第3b種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
	第3種改良土			人工材料	改良土 {I}	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの (第3種建設発生土を除く))	第4a種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第4b種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40～80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	40～80%程度	
	第4種改良土			人工材料	改良土 {I}	
粘土*1), *9)	粘土 a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	粘土 b		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
	粘土 c			高有機質土	高有機質土 {Pt}	

*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令 59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令 60) においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。

*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。

*3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(粘土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または粘土を安定処理し、コーン指数 400kN/m² 以上の性状に改良したものである。

*4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。

*6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は 75mm と定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

*9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整 43 厚生省通知)

・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環産 276 環境省通知)

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標* ¹⁾	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数* ²⁾	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

* 1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

* 2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

表-3 適用用途標準（1）

適用用途		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し※1		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
		評価		留意事項		評価		留意事項		留意事項	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 砂、礫及びこれらに準ずるもの	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第2種 建設発生土 砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの	第2a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎	
第3種 建設発生土 通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	○		◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
第4種 建設発生土 粘性土及びこれらに準ずるもの	第4a種	○		○		○		○		○	
	第4b種	△		○		△		△		○	
	第4種改良土	△		○		△		△		○	
泥土	泥土a	△		○		△		△		○	
	泥土b	△		△		△		△		△	
	泥土c	×		×		×		×		△	

【評価】

◎：そのまま使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。

○：適切な土質改良（含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等）を行えば使用可能なもの。

△：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。

×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。

粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。

機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。

安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

【留意事項】

最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。

細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。

礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。

粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。

透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。

表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。

施工機械の選定注意：追転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。

淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域のpHが上昇する可能性があり、注意を要するもの。

【備考】

本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。

※1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。

※2 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点（地盤改良、締固め等）を別途考慮するものとする。

表-3 適用用途標準（2）

適用用途 区分		河川築堤				土地造成			
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
第2種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第2b種	◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第3a種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第3b種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意
第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第4a種	○		○		○		○	
	第4b種	○		○		○		○	
	第4種改良土	○		○		○		○	
粘土	粘土a	○		○		○		○	
	粘土b	△		△		△		△	
	粘土c	×		×		×		△	

表-3 適用用途標準（3）

適用用途 区分		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立 ^{※2}	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	粒度分布注意 淡水域利用注意
	第1種 改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	淡水域 利用注意
第2種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	
	第2b種	◎		◎		◎	粒度分布注意
	第2種 改良土	◎		◎		◎	淡水域 利用注意
第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第3a種	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意
	第3b種	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	
	第3種 改良土	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	淡水域 利用注意
第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第4a種	○		○		◎	粒度分布注意
	第4b種	△		○		◎	
	第4種 改良土	△		○		◎	淡水域 利用注意
泥土	泥土 a	△		○		○	
	泥土 b	△		△		○	
	泥土 c	×		×		△	

参考表 コーン指数（qc）の測定方法

*「締固めた土のコーン指数試験方法(JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.266-268)をもとに作成

供試体の作製	試料	4.75mm ふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は 9.5mm ふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径 100±0.4mm 容量 1,000±12 cm ³
	ランマー	質量 2.5±0.01kg
	突固め	3 層に分けて突き固める。各層ごとに 30 ± 0.15cm の高さから 25 回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24 cm ² 、先端角度 30 度のもの。
	貫入速度	1cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5cm、7.5cm、10cm 貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5cm、7.5cm、10cm に対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数（qc）	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3.24 cm ² で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

